

浸水被害対策区域の指定について

横浜市環境創造局 丸山 知明 北澤 恵子 ○村上 英明

1. はじめに

本市における当面の雨水排除計画の目標整備水準は、自然排水区域について5年確率の降雨、ポンプ排水区域について10年確率の降雨を対象としている。さらに、横浜駅周辺地区においては、30年確率の降雨を対象としているところである。

平成27年7月の下水道法改正により浸水被害対策区域制度が創設され、官民連携した浸水対策の推進を図ることが可能となった。本制度の適用により、民間雨水貯留施設の整備費用に国庫補助を活用することが可能となることから、本市では横浜市下水道条例を改正し、横浜駅周辺地区について浸水被害対策区域を指定した。本指定は全国初の事例となったため、指定に至るまでの手続きや官民の役割分担について事例を紹介する。

2. 浸水被害対策区域制度を活用するに至った背景・経緯

(1) 横浜駅周辺地区の特性

横浜駅周辺地区は、横浜市神奈川区から西区にかけて位置し、1日平均約200万人が乗降する首都圏有数のターミナル駅や、地下街・百貨店などの大型の商業集積からなるセンターゾーン(図-1)を中心に形成しており、本市の重要な拠点地区の一つである。

一方で、平成16年の台風22号では、横浜駅西口で甚大な浸水被害が生じるなど、大規模な浸水被害を度々受けており、治水安全度の向上が必要な地区となっている。



図-1 エキサイトよこはま22

(2) まちづくりとの連携による基盤整備

横浜駅周辺地区のまちづくり計画「エキサイトよこはま22(平成21年12月策定、その後一部改訂)」は、概ね20年後を見据えた「まちづくりビジョン」「まちづくりガイドライン」「基盤整備の基本方針」の3編で構成される。このうち「基盤整備の基本方針」やさらにその実施の計画を示す「インフラ基本計画」にて、当該地区の雨水排除計画の目標整備水準が、まちづくりのルールとして位置付けられている。

まちづくり計画の実行は、学識経験者、地元団体、鉄道事業者、行政など官民が連携して推進している。エキサイトよこはま22センターゾーンの浸水対策は、このようなまちづくりの枠組みにてより高い目標整備水準のルールを計画に定め、官民連携で民間雨水貯留施設の整備を予定していたところ、国庫補助を活用することが可能となる浸水被害対策区域制度が創設されたため、取組をより効率的に推進するため本制度を活用するに至った。

(3) 段階的な目標整備水準

インフラ基本計画における横浜駅周辺地区の目標整備水準は、過去の浸水実績などを勘定して30年確率（時間降雨74mm）の降雨を対象とした雨水排除を目標としている。概ね10年から20年をかけて、浸水対策に取り組む予定である。

また、エキサイトよこはま22センターゾーンでは、大規模開発を行う民間事業者と官民連携で民間雨水貯留施設を整備し、50年確率（時間降雨82mm）の降雨への対応を図ることとしている（図-2、図-3）。



図-2 横浜駅周辺の浸水対策

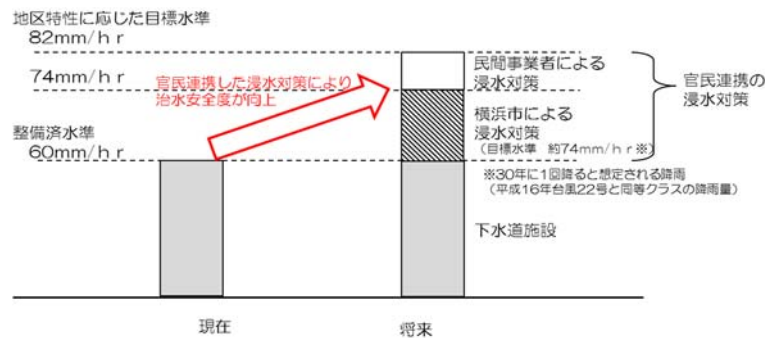


図-3 段階的な目標整備水準

3. 官民連携による浸水対策

(1) 浸水被害対策区域の指定

横浜駅周辺地区(エキサイトよこはま22センターゾーン)を区域指定するために、条例改正等の必要な手続きを実施した。具体的には、平成28年12月に横浜市下水道条例を改正し、浸水被害対策区域の指定に関する規定を追加するとともに、平成29年1月に当該区域を浸水被害対策区域として指定し公示した。(表-1)

指定した区域は図-4に示す範囲で、約30haである。

また、当該区域内の民間雨水貯留施設の整備費用に対して市が助成を行う横浜駅周辺地区特定地域都市浸水被害対策事業実施要綱を平成29年2月より施行した。

表-1 区域指定の流れ

時系列	内容
H28.2	横浜市下水道条例の一部改正 (浸水被害対策区域に係る条項を制定)
H29.1	浸水被害対策区域の指定(全国初) (エキサイトよこはま22センターゾーン(約30ha)を浸水被害対策区域に指定)
H29.2	市助成制度(横浜駅周辺地区特定地域都市浸水被害対策事業)を施行
H29.4~	国庫補助事業(特定地域都市浸水被害対策事業制度)を活用し、民間雨水貯留施設整備の支援を開始

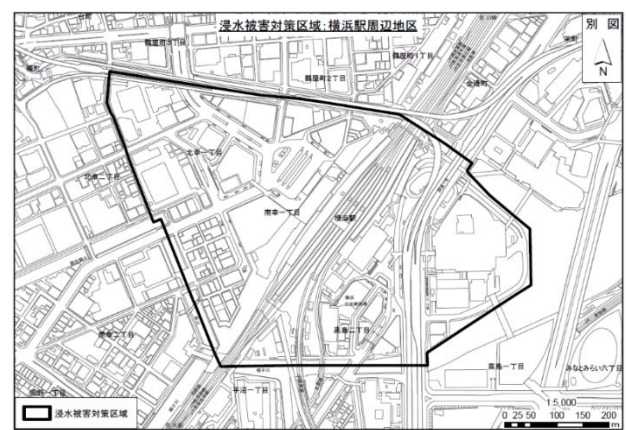


図-4 浸水被害対策区域

(2) 官民の役割分担

横浜市下水道条例改正時において想定した制度設計は表-2に示すとおりである。民間雨水貯留施設の整備に伴う排水設備の基準は、通常の排水基準と同様と想定している。また、施設の維持管理は、管理協定を定めず、民間で行うこととしている。

整備費用に関しては、市の助成制度を適用すると共に、国庫補助事業を活用することとし、整備費用の2/3（国1/3、市1/3）を上限として行政が支援を行い、整備が可能な方式とした。

表-2 本市下水道条例における官民の役割分担について

区分		浸水被害対策 区域制度	本市条例	備考
整備目標 水準	74mm/hr	—	官	
	82mm/hr	—	民	74mm/hrを超過する降雨相当
雨水貯留施設の 設置義務		設定可	なし	
施設整備 (設計・建設)		民	民	排水設備に関する規定なし (通常の排水設備と同様に取り扱う)
資金調達		民 (一部、官※)	民 (一部、官※)	整備費用の2/3(国1/3、市1/3)を上限として、支援
管理 (維持管理・運営)		官でも可	民	管理協定に関する規定なし

※国庫補助事業(特定地域都市浸水被害対策事業)
市助成制度(横浜駅周辺地区特定地域都市浸水被害対策事業)を適用

4. おわりに

本市では、平成29年1月より、横浜駅周辺地区(エキサイトよこはま22センターゾーン)を、浸水被害対策区域として指定し、公示した。既に横浜駅西口開発ビル(仮称)が、建物敷地内に本制度を適用した雨水貯留施設の整備を予定しており、国庫補助の承認が完了している。今後、まちづくりの枠組みの中で、当該区域内に5,000m²以上の大規模開発を行う事業者に対して、敷地面積1haあたり200m³を貯留できる規模の雨水貯留施設の整備を促していく予定であり、本制度を適用することで、効果的に浸水対策が進むことが期待される。まちづくりと一体となって官民連携で推進する本市の浸水対策の動向にご注目いただきたい。

問合わせ先：横浜市環境創造局下水道計画調整部下水道事業マネジメント課 村上 英明

TEL 045-671-2840 E-mail ks-jigyomanagement@city.yokohama.jp